

構造用骨材（PSC 番号:AN-02）製品分類別基準

2004.3.1AN-02
2003.1.22 制定

注)この基準はエコリーフプログラム実施用に作成されたものです。無断で、一部又は全部を、他の目的で使用することを禁止致します。

No.	大項目	中項目	小項目	要求事項
1	PSC 制定の前提	製品	定義	JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)付属書 1 の骨材品質を満足する構造用骨材
2			範囲	通常のコンクリートに用いることが可能な構造用粗骨材及び細骨材
3		ステージ	範囲	製造ステージ、物流ステージを対象とする
4	製品データシート (LCI 入力データ)	製造ステージ情報 (製品情報)	製品材料または原料構成	<ol style="list-style-type: none"> 製品が砕石・砕砂の場合、原料は岩石 製品が砂利・砂の場合、原料はそれら自体 オープンリサイクル/リユースを含む場合は次の項目に注意して各社で妥当と判断されるシナリオを設定して計上できる。なお設定根拠の妥当性は検証の対象となる。 <ol style="list-style-type: none"> 「間接影響」範囲とする工程 「間接影響」範囲内の控除・負荷 以上の原則に則り： <p>製品が再生骨材の場合は、原料は建設廃棄物の一つであるコンクリート塊とし、その製造負荷は原則ゼロ、また現状のコンクリート塊処理分の処理負荷を削減できたとして「リサイクル効果」に計上する。</p> 製品がスラグ骨材の場合、原料は鉄鋼製造等からでるスラグとし、その製造負荷は鉄鋼製造等の環境負荷を鉄鋼とスラグに配分して計上するのが基本であるが、スラグ分は実際には無視しうる大きさなのでゼロとみなす。
5		製造ステージ情報 (製造サイト情報)	投入消費排出される物質とエネルギー	<ol style="list-style-type: none"> 消費負荷項目 <ol style="list-style-type: none"> 電力、A重油、軽油、灯油、ガソリン、LNG、LPG、都市用水、工業用水、地下水とする 消費量については、製造方法に基づき申請各社にて適宜算出する 排出負荷項目各社で重要と判断したものを記載する 考え方 <ol style="list-style-type: none"> 製品が砕石・砕砂、及び砂利・砂の場合は、原料の採掘・採取、輸送、粒度調整での消費負荷、排出負荷を計上する 製品が再生骨材の場合は、コンクリート塊の輸送、再生骨材製造での消費負荷、排出負荷を計上する 製品がスラグ骨材の場合は、原料の輸送、粒度調整等での消費負荷、排出負荷を計上する 副産物が発生する場合は、その製造負荷を控除できる 廃棄物が発生する場合は、実施している代表的廃棄方法に基づき、排出負荷項目として計上する 原料の輸送条件 <ol style="list-style-type: none"> 製品が砕石・砕砂、砂利・砂、及びスラグ骨材の場合、原料の輸送条件は、実績で定める 製品が再生骨材の場合は、コンクリート塊の輸送距離は20kmとするが、実績値でもよい

No.	大項目	中項目	小項目	要求事項
6		物流 ステージ情報	製品の 輸送条件	1. 輸送手段:10トンダンプ車、積載効率100%とする 2. 輸送距離:製造工場等の立地条件を考慮し、以下とするが、実績を用いてもよい a. 製品が砕石・砕砂、砂利・砂、スラグ骨材の場合は40km b. 製品が再生骨材の場合は10km
7		使用 ステージ情報	製品の 使用条件	対象外とする
8		廃棄・リサイク ルステージ 情報	製品の 廃棄・リサイク ル条件	対象外とする
9	製品環境情 報データシ ート (PEIDS)	インベントリ分 析	LCI 計算式	オープンリサイクル/リユースを含む場合は間接影響と直接影響に分離して計算し、このうち間接影響分を「リサイクル効果」として表現する。PEIDSでは間接影響の合計を「リサイクル効果」欄に記載し、リサイクル効果の内訳をPEIDSの解説欄に記載する。 以上の原則に則り: 1. 次の項目はそれぞれ関連するステージへリサイクル効果として計上 ・現状のコンクリート塊の処理負荷 > 製造(素材)ステージへ ・副産物の製造負荷 > 製造(製品)ステージへ 2. 副産物をセメント(クリンカ)原料に利用してその製造負荷をリサイクル効果として計上する場合は、セメント製造での製造負荷の減少量を、副産物の使用量と化学組成等から計算して用いる
10	内訳データ シート (製品データ シート関連)	インパクト評 価	カテゴリ追加	9項に同じ。カテゴリ追加は無し
11		データ加工	アロケーショ ン	各社で適宜設定する
12	内訳データ シート (PEIDS 関連)	データ収集	収集範囲	データを把握できない場合は設計値でも可とする
13		データ収集 データ ベース	カットオフル ール	適用時には理由を明確にすること
14			共通原単位 の選定	「LCI共通原単位リスト」を用いる 1. ダンプ車は同トン数のトラックで置き換えるものとする 副産物をセメント系材料として利用し控除する場合は、普通セメントの原単位を用いる
15	製品環境情 報	製品仕様	原単位 の追加	なし
16			特性化係数 の追加	なし
17				以下を明記する 1. 骨材の原料 2. 骨材の種類(粗骨材、細骨材等)
18	その他 環境関連 情報	データ公開内 容		1. エコリーフ環境ラベル実施ガイドライン記載の必須項目を記載する 2. 選択項目は各社の自由記載とする 3. オープンリサイクル/リユースを含む場合は ・「リサイクル効果」は実際に発生した負荷とは統合せずに、独立してステージ毎に点線に表示する。 ・リサイクル効果の内訳は欄外に記載する。
19		選択記載事 項		客観的に事実確認が可能な下記関連情報を記載できる 1. タイプ およびノまたはタイプ の環境ラベル 2. ISO14001認証の取得 国、県または工業会等の認証・認定・表彰